

令和３年度 第一回大山崎町入札監視委員会 会議概要

- 日 程 : 令和３年１１月１２日（金） 委員へ審議依頼
令和３年１１月１２日（金）～ 令和３年１２月１０日（金） 審議・質問
令和３年１２月１０日（金） 委員へ回答
- 開催方法 : 書面開催
- 関係者 : 委員＝宇野委員、荻野委員、岸委員
事務局＝武田総務課長、宮田管財係リーダー、堀主事
発注担当部署＝生涯学習課
建設課
学校教育課
上下水道課

《会議の概要》

１．開会

令和３年１１月１２日付で委員３名へ開催通知及び関係書類の送付

２．送付書類について

- （１）令和３年度 第一回大山崎町入札監視委員会 発注工事一覧表
（対象期間：令和２年１１月１日～令和３年４月３０日の期間に契約した工事）
- ・工事希望型指名競争入札により契約した案件は１０件
 - ・随意契約（予定価格が１３０万円を超えるもの）により契約した案件は０件
- （２）抽出事案説明書及び入札結果
- （３）指名停止業者一覧表（前回会議以降の指名停止状況）
- （４）大山崎町入札監視委員会 委員名簿

3. 抽出事案の審議について

(1) 審議案件

- ①令和2年度史跡乙訓古墳群 鳥居前古墳環境整備工事
- ②町道大山崎線第72号災害復旧工事
- ③天王山古戦橋保全その1工事
- ④円明寺が丘団地西側溝改修その6工事に伴う舗装工事
- ⑤大山崎中学校手洗い場設置工事
- ⑥(下植野線第27号)代理分地内配水管布設替工事

(2) 審議経過について

【主な質疑応答(書面)】

①令和2年度史跡乙訓古墳群 鳥居前古墳環境整備工事(発注担当課:生涯学習課)

(委員) 5者中4者が同一価格であり、最低制限価格をわずかに上回る額となっております。工種から考えて、標準的な単価表などで積算がしやすい工事と考えてよろしいでしょうか。

(事務局) お見込みのとおりでございます。

(委員) 辞退業者の辞退理由はどのようなものでしょうか。

(委員) 3者が辞退されていますが、辞退理由を回答ください。

(事務局) 積算価格が予定価格を上回る、配置予定技術者の事情によるものなどございました。

②町道大山崎線第72号災害復旧工事(発注担当課:建設課)

(委員) 2者が最低制限価格で同一となっています。工種から考えて、標準的な単価表などで積算がしやすい工事と考えてよろしいでしょうか。また、予定価格に対する最低制限価格の割合は、経験的に入札参加者は概ね予測可能と考えられますでしょうか。

(事務局) 様々な積算ソフトがありますが、単価等は京都府が公表しているものなどを利用して考えておりますので、積算しやすいのではないかと思います。また、最低制限価格の算定方法に係る運用基準を公表しておりますので、算出は可能かと考えられます。

(委員) 辞退業者の辞退理由はどのようなものでしょうか。

(委員) 2 者が辞退されています。令和 2 年度史跡乙訓古墳群 鳥居前古墳環境整備工事の辞退者のうち 2 者は同一業者です。辞退理由は为什么呢。

(事務局) 積算価格が予定価格を上回るなどございました。

③天王山古戦橋保全その 1 工事（発注担当課：建設課）

(委員) 2 者が最低制限価格で同一となっています。工種から考えて、標準的な単価表などで積算がしやすい工事と考えてよろしいでしょうか。また、予定価格に対する最低制限価格の割合は、経験的に入札参加者は概ね予測可能と考えられますでしょうか。

(委員) 契約金額が最低制限価格と同額となっていますが（この点は、抽出案件 2 及び 4 も同じ）、この理由としてはどのようなことが考えられるのでしょうか（やはり、舗装工事、土木工事等は積算の予想が容易で、かつ、利用しているソフトが同じということが理由でしょうか）。

(事務局) 様々な積算ソフトがありますが、単価等は京都府が公表しているものなどを利用して考えておりますので、積算しやすいのではないかと思います。また、最低制限価格の算定方法に係る運用基準を公表しておりますので、算出は可能かと考えられます。

(委員) （これはわからないのかもしれませんが）抽出案件 1 及び 2 の工事を辞退したカミノ建設及び斉藤建工のみが入札しているのはなぜでしょうか（逆に、抽出案件 1，2 の入札に参加した業者が参加しなかったのはなぜでしょうか）。

(事務局) 本工事の資格要件において、過去 10 年間に橋梁保全工事または橋梁修繕工

事の実績を求めています。参加していない業者は受注実績がないことが要因の1つであると考えております。

④円明寺が丘団地西側溝改修その6工事に伴う舗装工事（発注担当課：建設課）

（委員）19者が最低制限価格で同一となっています。工種から考えて、標準的な単価表などで積算がしやすい工事と考えてよろしいでしょうか。また、予定価格に対する最低制限価格の割合は、経験的に入札参加者は概ね予測可能と考えられますでしょうか。

（委員）入札参加者20者中、19者が同一価格での入札となる理由としてはどのようなことが考えられるのでしょうか（やはり、舗装工事、土木工事等は積算の予想が容易で、かつ、利用しているソフトが同じということが理由でしょうか）。

（事務局）様々な積算ソフトがありますが、単価等は京都府が公表しているものなどを利用していると考えておりますので、積算しやすいのではないかと思います。また、最低制限価格の算定方法に係る運用基準を公表しておりますので、算出は可能かと考えられます。

⑤大山崎中学校手洗い場設置工事（発注担当課：学校教育課）

質疑なし。

⑥（下植野線第27号）代理分地内配水管布設替工事（発注担当課：建設課）

質疑なし。

その他質問

（委員）（抽出案件1，2，3について）仮に、最低制限価格が容易に予想できる、または、同じソフトを使って計算しているので同じ入札価格になる、という

ことになると、他の業者に入札させるために辞退したり、故意に高い価格で入札し、他の一部の入札業者によるくじで入札業者を決めさせる等のことが容易になされ得るように思えますが、この点については現状では何らかの対応（そのような疑いが生じないようにすること）はできないのでしょうか。

（事務局）談合の抑止について、参加業者名簿の公表を郵便による入札後に行う、最低制限価格を事後公表にするなど、必要な対応をおこなって参ったところでございます。現在においては、一旦は減少傾向となった、くじによる入札が再び増加傾向にあることから、対応を検討する必要があると考えているところでございます。

追加質問なし。

4. 閉 会